

令和4年2月1日

水産庁

焼津漁港におけるカツオの窃盗事件に関して、
焼津漁協に対する関係機関の取組状況

① 事件発覚前と事件発覚後の指導監督状況

	農林水産省	静岡県	全漁連
事件発覚前	・ 監督指針を発出、各都道府県に周知	・ 常例検査を実施	・ コンプライアンスマニュアル（ひな型）を策定し、各県域漁連に提示の上、傘下漁協への周知徹底を依頼 ・ 監査におけるコンプライアンス態勢のチェック
事件発覚後	・ 静岡県から提出された「不祥事件等の報告」を受理。 ・ 静岡県から口頭で報告徴求命令の発出の報告を受けるなど県の指導監督状況を確認	・ 漁協役員からの事情聴取 ・ 「不祥事件等届出書」の提出を指示 ・ 事実関係を求める報告徴求命令を発出 ・ 再発防止策を求める報告徴求命令を発出	・ 内容を把握するため、静岡県漁連を通じて行政庁に提出している「不祥事件等届出書」の提出を静岡県漁連に依頼

② どのような再発防止策を策定したのか

農林水産省	静岡県	全漁連
・ 静岡県に対し口頭で今後の指導方針を検討しているかを確認	・ 焼津漁協に対し再発防止委員会を設置するよう助言	・ 静岡県漁連に対し焼津漁協から相談があった場合、協力するよう口頭で助言

③ 他の漁協において同様の行為・事件等は発生していないか

農林水産省	静岡県	全漁連
・都道府県からは同様の行為・事件が発生している旨の「不祥事件等の報告」は受けていない	・県内の漁協から同様の行為・事件が発生している旨の不祥事件等届出書は受けていない	・漁連等からの同様の行為・事件が発生している旨の不祥事件等届出書は受けていない

④ 同様の行為・事件等を防止するために行っている取組

農林水産省	静岡県	全漁連
<p>・法令遵守について改めて全都道府県、全漁連及び都道府県漁連に対し適切な体制整備を図るよう注意喚起を行う予定</p> <p>・遠洋カツオ水揚げ漁協の監督県、全漁連及び当該漁協を会員とする県漁連に対し、コンプライアンスマニュアル等に必要なルールの策定や再教育を位置づけるなどの指導を行う予定</p>	<p>・県内の漁協に対し市場運営の実態調査</p>	<p>・例年開催している諸研修会等においてコンプライアンス態勢整備や強化の必要性について周知</p> <p>・要請があった地域のコンプライアンス研修会に参画し周知</p> <p>・これらに加え、本年1月に実施した全国漁連信漁連専務参事会議で対応徹底を協議</p> <p>・3月上旬に弁護士を講師とした「全国コンプライアンス研修会」を開催予定 (今回の事案を受けて研修内容を強化)</p> <p>・研修会に向けたツールの提供</p>

令和4年2月18日

水産庁

漁協の監督の現状について

1. 都道府県が監督する管轄漁協に対する指導監督手法については、「論点に対する回答」に多くの都道府県が回答しているように
 - (1) 水産業協同組合法「以下「水協法」という。」第123条第4項に基づく常例検査
 - (2) 漁協等向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）（以下「監督指針」という。）に基づくヒアリング
 - (3) 漁協役職員に対する研修会
を実施しており、水協法及び監督指針に基づいた指導監督が行われている。
 - (1) 及び(2)において問題点が把握された場合は、速やかに指導を行い、改善を求めている。

2. 国が監督する管轄漁連、漁協に対する指導監督手法については、
 - (1) 水協法第123条第4項に基づく常例検査
 - (2) 常例検査やオフサイトモニタリング（ヒアリング、不祥事事件届出書等）を通じて、漁連等の法令遵守体制や経営管理態勢等に問題がある認められる場合は、水協法第122条第1項に基づく報告徴求
を実施し、水協法及び監督指針に基づいた指導監督を行っている。

水産業協同組合法に基づく漁協の指導監督の仕組み

(2) 漁協に関する在り方⑤参考資料

水産業協同組合法第127条において、水産業協同組合に関する指導監督を行う行政庁及びその対象は

- 農林水産大臣：都道府県の区域を地区とする連合会及び都道府県の区域を超える区域を地区とする組合等
- 都道府県知事：その他組合（都道府県内を組合の区域とする組合）

と整理されており、国と都道府県の間で役割分担の上、効率的に指導監督を実施。

水産業協同組合に対する指導監督の仕組み

国（農林水産省）

1. 所管団体

(1) 都道府県の区域を組合の地区とする連合会

- ① 都道府県漁業協同組合連合会
- ② 都道府県水産加工業協同組合連合会 等

(2) 都道府県の区域を越える組合の地区とする組合

- ① 全国漁業協同組合連合会（全漁連）
- ② その他全国漁業協同組合連合会
- ③ 業種別漁業協同組合及び同連合会

2. 指導監督部局：農林水産省水産庁（水産経営課）

必要に応じ、技術的な助言等を実施

各道府県

1. 所管団体

各都道府県又はそれ以下組合の区域とする以下の組合等

- ① 漁業協同組合
- ② 業種別漁業協同組合
- ③ 水産加工業協同組合 等

2. 指導監督部局：各都道府県（漁協指導担当部局）

指導監督の主な手法

指導部局による
オフサイトモニタリング
(ヒアリング他)

情報共有・改善
状況の報告

検査部局による
オンサイトモニタリング
(検査(法123条))

情報共有・検査指摘

検査やヒアリングを通じて法令遵守等に問題がある場合

報告徴求(法第122条第1項)

上記報告を検証した結果、法令、定款、規約に違反がある場合

必要措置命令(法第124条第1項)

上記命令に従わない場合

業務停止命令又は役員改選命令(法第124条第2項)

上記命令に従わない場合等

解散命令(法第124条の2)

現行制度における全漁連及び県漁連の役割（監査・指導事業の取扱）

- 全漁連は販売事業、購買事業、指導事業等に加え、監査事業を実施している。
- 全漁連には監査組織としてJF全国監査機構が設置されており、水協法上義務付けられている特定組合に対する財務諸表等監査のほか、漁連及び漁協に対する任意監査（一般監査・新一般監査）を実施している。（JF全国監査機構に公認会計士を配置。）
- 漁協に対する新一般監査では、コンプライアンス態勢や組合員資格審査等を含む漁協の内部統制の評価を実施し、指導事業と連携してフォローアップを行っている。

○全漁連による監査・指導事業の取扱

		内容
監査	特定組合監査	・信漁連及び貯金200億円以上の漁協を対象 ・公認会計士監査に移行
	一般監査	・会員連合会等の業務監査 ・連合会の事業として規定（「会員の組織、事業及び経営に関する調査、相談及び助言」【法第87条第1項第11号】）ほか
	新一般監査	・孫会員たる漁協の業務監査 ・連合会の事業として規定（「全国連合会を構成する組合又は連合会の組織、事業及び経営に関する調査、相談及び助言の事業【法第87条第8項】）ほか
	指導	・連合会の事業として規定（「会員の組織、事業及び経営に関する調査、相談及び助言」【法第87条第1項第11号】及び「会員の意見の代表及び会員相互間の総合調整」【同項第12号】）

○県漁連による監査・指導事業の取扱

		内容
監査		・県漁連職員がJF全国監査機構に出向した上で、同機構と一体的に監査を実施（制度上、県漁連による全漁連と同様の業務監査の実施は可能【法第87条第1項第11号】）
指導		・連合会の事業として規定（「会員の組織、事業及び経営に関する調査、相談及び助言」【法第87条第1項第11号】及び「会員の意見の代表及び会員相互間の総合調整」【同項第12号】）

(2) 漁協に関する監督の在り方⑦

漁協の組合員資格審査への対応について

(規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定 No.28)のフォローアップ状況)

事項名	規制改革の内容	実施内容	実施時期	資料等	
No.28漁協の組合員資格審査	a	漁協による組合員資格審査が適切に実施されるよう、改めて都道府県に対してマニュアルを作成し研修を行う等、正しい資格審査の方法を指導する。その上で、都道府県に対するヒアリングを毎年実施し、以下の事項について、各都道府県による指導・監督の状況を把握し、不備が認められた場合には水協法に基づく措置を講ずる。 ・ 漁協の役職員を対象とした研修会等の実施状況 ・ ヒアリングや常例検査を通じた資格審査の実施状況の確認結果 ・ 不適切事例に対する改善指導の状況	監督指針(令和2年12月1日付け)及び資格審査規程留意事項(同年11月30日付け)を改正し、正しい組合員審査の方法を指導するよう徹底を図った。令和3年8月～11月にかけて都道府県ヒアリングを実施し、指導・監督の状況を把握した。	R3 + 以降継続的	資料①(監督指針の新旧対照表)、資料②留意事項の新旧対照表)
	b	aにおいて把握した各都道府県による指導・監督の状況を定量的に評価し、公表する。	令和3年度末に公表予定。	R3+以降継続的	—

漁協等向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）（平成25年5月29日付け25水漁第341号水産庁長官通知）
新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>Ⅱ－１－２ 業務及び執行体制 (略)</p> <p>Ⅱ－１－２－１ 組合員資格の審査 Ⅱ－１－２－１－１ 意義</p> <p>漁協の組合員たる資格は、法第18条各項に掲げる者とされている。特に、正組合員については、漁協の管理運営に参画する権利（役員選挙権、総会の議決権等のいわゆる共益権）を有することから、その資格の有無を審査することは、漁業者の組織する漁協としての性格を維持するために、極めて重要である。</p> <p>このため、当該漁協の定款で定める組合員資格要件を満たしているかどうかを、定款に記載された組合員資格審査規程に基づき、1年に1回以上定期的な資格審査を公正かつ適正に行い、資格を満たさない者については資格変更手続を行う等その適切な管理を行うことが求められる。</p> <p><u>また、平成30年改正法に基づき、漁業権者は都道府県知事に資源管理や漁場の活用状況、漁業生産力を発展させるための計画の策定・点検を行い、その実現に努めることとされるなど、漁協の団体漁業権の管理者としての役割の重要性も増していることから、都道府県は、漁協における組合員の資格審査が適正かつ厳格に実施されるよう、指導監督を行っていく必要がある。</u></p> <p>Ⅱ－１－２－１－２ 主な着眼点</p> <p>(1) 新規で漁協に加入する者（相続により新たに<u>漁協</u>に加入する者を含む。）については、当該漁協の定款等に従い、加入申込書その他必要な書類が提出され、漁協内の承諾手続が適切になされているか。</p> <p>また、組合員たる資格を有する者が漁協に加入申込みをした場合において、漁協が法第24条に違反して、例えば申込者が戸籍筆頭者でないこと、申込者と同一世帯に属する者が既に漁協に加入していること、申込者の漁業従事年数が少ないこと等を理由にして加入を拒んでいないか。</p> <p>(2) 組合員資格について、定款に記載された組合員資格審査規程に基づき、<u>組合員資格審査委員会を設置し、1年に1回以上定期的に審査を行い、資格を満たさない者については資格変更手続等を行っているか。</u></p> <p>また、出資口数や漁業以外の兼業の状況などの組合員資格に定めのない要件による資格の判定を行っていないか。</p>	<p>Ⅱ－１－２ 業務及び執行体制 (略)</p> <p>Ⅱ－１－２－１ 組合員資格の審査 Ⅱ－１－２－１－１ 意義</p> <p>漁協の組合員たる資格は、法第18条各項に掲げる者とされている。特に、正組合員については、漁協の管理運営に参画する権利（役員選挙権、総会の議決権等のいわゆる共益権）を有することから、その資格の有無を審査することは、漁業者の組織する漁協としての性格を維持するために、極めて重要である。</p> <p>このため、当該漁協の定款で定める組合員資格要件を満たしているかどうかを、定款に記載された組合員資格審査規程に基づき、1年に1回以上定期的な資格審査を公正かつ適正に行い、資格を満たさない者については資格変更手続を行う等その適切な管理を行うことが求められる。</p> <p>Ⅱ－１－２－１－２ 主な着眼点</p> <p>(1) 新規で漁協に加入する者（相続により新たに<u>組合</u>に加入する者を含む。）については、当該漁協の定款等に従い、加入申込書その他必要な書類が提出され、漁協内の承諾手続が適切になされているか。</p> <p>また、組合員たる資格を有する者が漁協に加入申込みをした場合において、漁協が法第25条に違反して、例えば申込者が戸籍筆頭者でないこと、申込者と同一世帯に属する者が既に漁協に加入していること、申込者の漁業従事年数が少ないこと等を理由にして加入を拒んでいないか。</p> <p>(2) 組合員資格について、定款に記載された組合員資格審査規程に基づき、1年に1回以上定期的に審査を行い、資格を満たさない者については資格変更手続等を行っているか。</p> <p>また、出資口数や漁業以外の兼業の状況などの組合員資格に定めのない要件による資格の判定を行っていないか。</p>

(3)～(5) (略)

(6) 組合員資格審査の結果、組合員の資格変更等により正組合員数が法定組合員数を下回った場合には、法第68条第5項の規定に基づき漁協は解散するとなるが、この場合、漁協の解散に伴う手続は適切に行われているか。この際、当該漁協に係る漁業権の取扱いについては、「水産業協同組合の解散手続きについて」(昭和40年4月19日付け40-28漁政部長)等の各種文書に留意し、所属していた組合員の営む漁業に支障を来さないよう適正に行われているか。

(7)～(9) (略)

II-1-2-1-3 監督手法・対応

(1) 実態の確認

毎年度提出される業務報告書に加え、毎年度実施するヒアリング(例えば総合的なヒアリング)において、漁協の組合員資格の審査態勢及び審査の実施の状況等を確認する。また、法第123条に基づく検査においても確認する。

業務報告書の提出がない場合又は業務報告書に組合員資格の確認に関する記載がない場合は、法第122条第1項に基づく報告徴求命令を発出して確認することとする。

(2) (略)

(3) 特にII-1-2-1-2(2)の組合員資格審査委員会の未設置、定期的に資格審査を実施していない場合や資格審査の内容が不適切な場合には、法第122条第1項に基づく報告徴求命令を発出し、例えば、資格審査を実施しない理由や資格審査の実実施計画等について報告を求める。

(4) (3)により提出された改善方策や実施計画が実行されない場合等、自主的な改善努力による改善が図られない場合は、法第124条第1項に基づく必要措置命令の発出を検討する。

なお、漁協の運営体制が脆弱な漁協については、III-2-1-3による組合の合併、事業譲渡等に向けた取組を早急に検討する。

(3)～(5) (略)

(6) 組合員資格審査の結果、組合員の資格変更等により正組合員数が法定組合員数を下回った場合には、法第68条第4項の規定に基づき漁協は解散するとなるが、この場合、漁協の解散に伴う手続は適切に行われているか。この際、当該漁協に係る漁業権の取扱いについては、「水産業協同組合の解散手続きについて」(昭和40年4月19日付け40-28漁政部長)等の各種文書に留意し、所属していた組合員の営む漁業に支障を来さないよう適正に行われているか。

(7)・(8) (略)

II-1-2-1-3 監督手法・対応

(1) 実態の確認

毎年度提出される業務報告書に加え、毎年度実施するヒアリング(例えば総合的なヒアリング)又は法第123条に基づく検査の結果によって、漁協の組合員資格の審査状況及び態勢等を確認する。

業務報告書の提出がない場合又は業務報告書に組合員資格の確認に関する記載がない場合は、法第122条第1項に基づく報告徴求命令を発出して確認することとする。

(2) (略)

附 則

この通知は、令和2年12月1日から施行する。

漁業協同組合定款附属書組合員資格審査規程例の制定の趣旨及び留意事項について（平成20年4月1日付け19水漁第3943号水産経営課長通知）
の一部改正新旧対照表（案）

改 正 後	現 行
<p>第1 組合員資格審査規程例の制定の趣旨等</p> <p>組合員資格の審査手続等については、組合自治の観点から漁業協同組合（以下「漁協」という。）自身に委ねられてきたところであるが、漁協が水産業協同組合制度に基づき真に漁業者の利益を守る組織であるためには、適正な組合員資格の審査（以下「資格審査」という。）に努める必要があることから、これまでも、漁協の実情に応じて、資格審査の公正性、適正性に期するため、組合員資格審査委員会を設ける等、適宜、指導願ってきたところである。</p> <p>しかしながら、近年、資格審査が適正に行われなため、組合員資格のない者が、組合員として漁業補償金の配分等に関して自己に有利な組合運営を図るなど、組合自治に支障を来している例がみられるところである。</p> <p>このため、<u>平成20年の法改正</u>においては、組合員資格の審査の方法を定款の絶対的記載事項とすることとされ、これに基づく模範定款例の改正に際しては、漁協における資格審査の公正かつ適正な実施により、漁業活動の活発でない者（以下「非漁民等」という。）の関与を排除し、組合自治が適正に機能するよう、新たに定款附属書組合員資格審査規程例を制定することとされたものである。</p> <p><u>また、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「平成30年改正法」という。）による漁業法の改正では、漁業権者は漁場を適切かつ有効に活用するよう努めるものとされ、漁場を適切かつ有効に活用する既存の漁業権者に優先的に免許が行われることとなり、漁業権者は都道府県知事に資源管理や漁場の活用状況の報告、また、団体漁業権者は漁業生産力を発展させるための計画の作成・点検を行い、その実現に努めることとされるなど、漁協の役割はより重要性を増している。</u></p> <p>貴職におかれては、非漁民等が正組合員となり、さらには役員となり、漁協の運営や社会に悪影響を及ぼしている場合に、その実態を改善し、漁協が、真に漁民の利益を守る組織として、その健全な運営を確保することができるよう、下記の点につき、特に留意の上、漁協において適切に資格審査が行われるよう指導されたい。</p> <p>1～5 （略）</p> <p>第2 組合員資格審査規程例の内容及び留意事項</p> <p>1 組合員資格審査委員会の設置等</p>	<p>第1 組合員資格審査規程例の制定の趣旨等</p> <p>組合員資格の審査手続等については、組合自治の観点から漁業協同組合（以下「漁協」という。）自身に委ねられてきたところであるが、漁協が水産業協同組合制度に基づき真に漁業者の利益を守る組織であるためには、適正な組合員資格の審査（以下「資格審査」という。）に努める必要があることから、これまでも、漁協の実情に応じて、資格審査の公正性、適正性に期するため、組合員資格審査委員会を設ける等、適宜、指導願ってきたところである。</p> <p>しかしながら、近年、資格審査が適正に行われなため、組合員資格のない者が、組合員として漁業補償金の配分等に関して自己に有利な組合運営を図るなど、組合自治に支障を来している例がみられるところである。</p> <p>このため、<u>今般の法改正</u>においては、組合員資格の審査の方法を定款の絶対的記載事項とすることとされ、これに基づく模範定款例の改正に際しては、漁協における資格審査の公正かつ適正な実施により、漁業活動の活発でない者（以下「非漁民等」という。）の関与を排除し、組合自治が適正に機能するよう、新たに定款附属書組合員資格審査規程例を制定することとされたものである。</p> <p>貴職におかれては、非漁民等が正組合員となり、さらには役員となり、漁協の運営や社会に悪影響を及ぼしている場合に、その実態を改善し、漁協が、真に漁民の利益を守る組織として、その健全な運営を確保することができるよう、下記の点につき、特に留意の上、漁協において適切に資格審査が行われるよう指導されたい。</p> <p>1～5 （略）</p> <p>第2 組合員資格審査規程例の内容及び留意事項</p> <p>1 組合員資格審査委員会の設置等</p>

(1)・(2) (略)

(3) 資格審査委員会の招集、組合員への公告等（第5条から第7条まで）

定例の資格審査委員会の招集に当たっては、原則として2か月前までに審査委員及び役員に通知することとし、資格審査委員会の議事は、審査委員の3分の2以上の出席の上、過半数で決議されることとされた。

また、審査の公平性と的確性の確保、資格審査のための書類の準備等のため、資格審査委員会の開催に当たっては、漁協の掲示場に掲示して公告しなければならない、特定の者に書類を求める場合には、当該者に個別に通知することとされた。

なお、資格審査委員会は議事録を作成しなければならないものとされたが、当該議事録は、組合員個人の水揚金額等個人情報として保護されなければならないものも含まれ得ることから、組合員等に対する閲覧の規定については、特に定められていないので、留意されたい。

(4)・(5) (略)

2 組合員資格審査の基準

(1) (略)

(2) 漁業を営む日数の算定の基準等

ア 個人漁業者の漁業を営む日数の算定（第12条）

審査事項のうち個人漁業者の漁業を営む日数は、漁協や市場での仕切伝票や売上傳票等により確認することが原則とされた。これは、水揚日数は必ずしも漁業を営む日数と等しくはないが、操業の状況を客観的に把握できるものとして、水揚仕切書等の仕切伝票又は自ら販売している場合などの売上傳票が妥当であるため、これを基本としたものである。

一方、養殖業を営む日数は、例えば、のり網種付け等も当該日数に当然に含まれるなど、漁業のように水揚日数との関連性が低いことから、養魚や餌の仕入れ、網の交換等が記録されている養殖日誌等により確認することとされた。

また、仕切伝票、売上傳票、養殖日誌等による確認のほかに、漁業の許可、承認等を受け、現に漁業を営んでいる者については、漁業の種類、操業期間等から日数が客観的かつ合理的に推定できるときは、当該日数を漁業を営む日数とすることができることとされた。

これは、一定の漁期又は操業期間が決まっている漁業又は養殖業であって、実際上も日々営んでいる者であれば、当該漁期又は操業期間で判定することが「合理的」であり、漁協において整理されている許認可台帳等で漁業の許可、承認等の有無、漁船の有無、漁業の実績、収入等を確認することができれば、「客観的」に判断できるものであるから、組合員から各々確認書類

(1)・(2) (略)

(3) 資格審査委員会の招集、組合員への公告等（第5条から第7条まで）

定例の資格審査委員会の招集に当たっては、原則として2か月前までに審査委員及び役員に通知することとし、資格審査委員会の議事は、審査委員の3分の2以上の出席の上、過半数で議決されることとされた。

また、審査の公平性と的確性の確保、資格審査のための書類の準備等のため、資格審査委員会の開催に当たっては、漁協の掲示場に掲示して公告しなければならない、特定の者に書類を求める場合には、当該者に個別に通知することとされた。

なお、資格審査委員会は議事録を作成しなければならないものとされたが、当該議事録は、組合員個人の水揚金額等個人情報として保護されなければならないものも含まれ得ることから、組合員等に対する閲覧の規定については、特に定められていないので、留意されたい。

(4)・(5) (略)

2 組合員資格審査の基準

(1) (略)

(2) 漁業を営む日数の算定の基準等

ア 個人漁業者の漁業を営む日数の算定（第12条）

審査事項のうち個人漁業者の漁業を営む日数は、漁協や市場での仕切伝票や売上傳票等により確認することが原則とされた。これは、水揚日数は必ずしも漁業を営む日数と等しくはないが、操業の状況を客観的に把握できるものとして、水揚仕切書等の仕切伝票又は自ら販売している場合などの売上傳票が妥当であるため、これを基本としたものである。

一方、養殖業を営む日数は、例えば、のり網種付け等も当該日数に当然に含まれるなど、漁業のように水揚日数との関連性が低いことから、養魚や餌の仕入れ、網の交換等が記録されている養殖日誌等により確認することとされた。

また、仕切伝票、売上傳票、養殖日誌等による確認のほかに、漁業の許可、承認等を受け、現に漁業を営んでいる者については、漁業の種類、操業期間等から日数が客観的かつ合理的に推定できるときは、当該日数を漁業を営む日数とすることができることとされた。

これは、一定の漁期又は操業期間が決まっている漁業又は養殖業であって、実際上も日々営んでいる者であれば、当該漁期又は操業期間で判定することが「合理的」であり、漁協において整理されている許認可台帳等で漁業の許可、承認等の有無、漁船の有無、漁業の実績、収入等を確認することができれば、「客観的」に判断できるものであるから、組合員から各々確認書類

の提出を求める必要はないものとして措置されたものである。

さらに、平成30年改正法による改正後の漁業法第90条第1項の規定に基づき、共同漁業権者である漁協は、年1回以上、漁場の活用状況（漁業の種類ごとの組合員行使権者の数、操業日数又は操業期間、漁獲量及び漁獲金額等）を都道府県知事に報告することとされたことから、当該報告に関し、漁業権を行使する組合員から徴求した資料等も活用して確認するよう留意されたい。

なお、組合員からの現況報告等を基に、漁協で保管資料を整理するなどにより、自由漁業等についても、漁業を営む日数が推定できる場合もあると考えられるので、同様に扱うよう留意されたい。

イ～エ （略）

(3)～(7) （略）

3・4 （略）

第3 （略）

の提出を求める必要はないものとして措置されたものである。

なお、組合員からの現況報告等を基に、漁協で保管資料を整理するなどにより、自由漁業等についても、漁業を営む日数が推定できる場合もあると考えられるので、同様に扱うよう留意されたい。

イ・ウ （略）

(3)～(7) （略）

3・4 （略）

第3 （略）

附 則

この通知は、令和2年12月1日から施行する。